

糸魚川市教育大綱（案）

平成 年 月

糸 魚 川 市

目次

1	策定の趣旨	P. 1
2	基本方針	P. 2
3	大綱の位置付け	P. 3
4	教育の基本方向	P. 4
5	大綱の期間	P. 6

1 策定の趣旨

糸魚川市では、平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、総合教育会議において、教育の目標や施策の根本的な方針を「糸魚川市教育大綱」として定め、教育に関する施策を総合的に推進しております。

現在、平成28年12月22日に発生した糸魚川駅北大火からの早期復興を目指して、平成29年8月には「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」を策定し、計画の実現に向けて取り組んでおり、特に防災教育の充実をはじめ、防災リーダーの育成や市民のさらなる防災意識の醸成を図っていくことが重要であることから、重点推進項目に防災教育を加えさせていただきました。

今後とも、教育委員会と一体となり、教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

平成 年 月 日

糸魚川市長 米田 徹

2 基本方針

「わがいといがわ」と言える人づくりを教育に関する基本方針とします。

保育園、幼稚園や学校、家庭、地域住民、企業、行政機関が連携し、ふるさと糸魚川の新しい時代を切り開き、そして担う、心豊かでたくましい市民を育成するため、子どもから高齢者まで、市民一人一人が共に学び、心身ともに健全に成長するひとづくりを進めます。

★糸魚川市の教育に関する基本方針★

「わがいといがわ」のひとづくり

～糸魚川を愛し、誇りを持って「わがいといがわ」と言えるひとづくり～



「わがいといがわ」とは
(我が糸魚川)

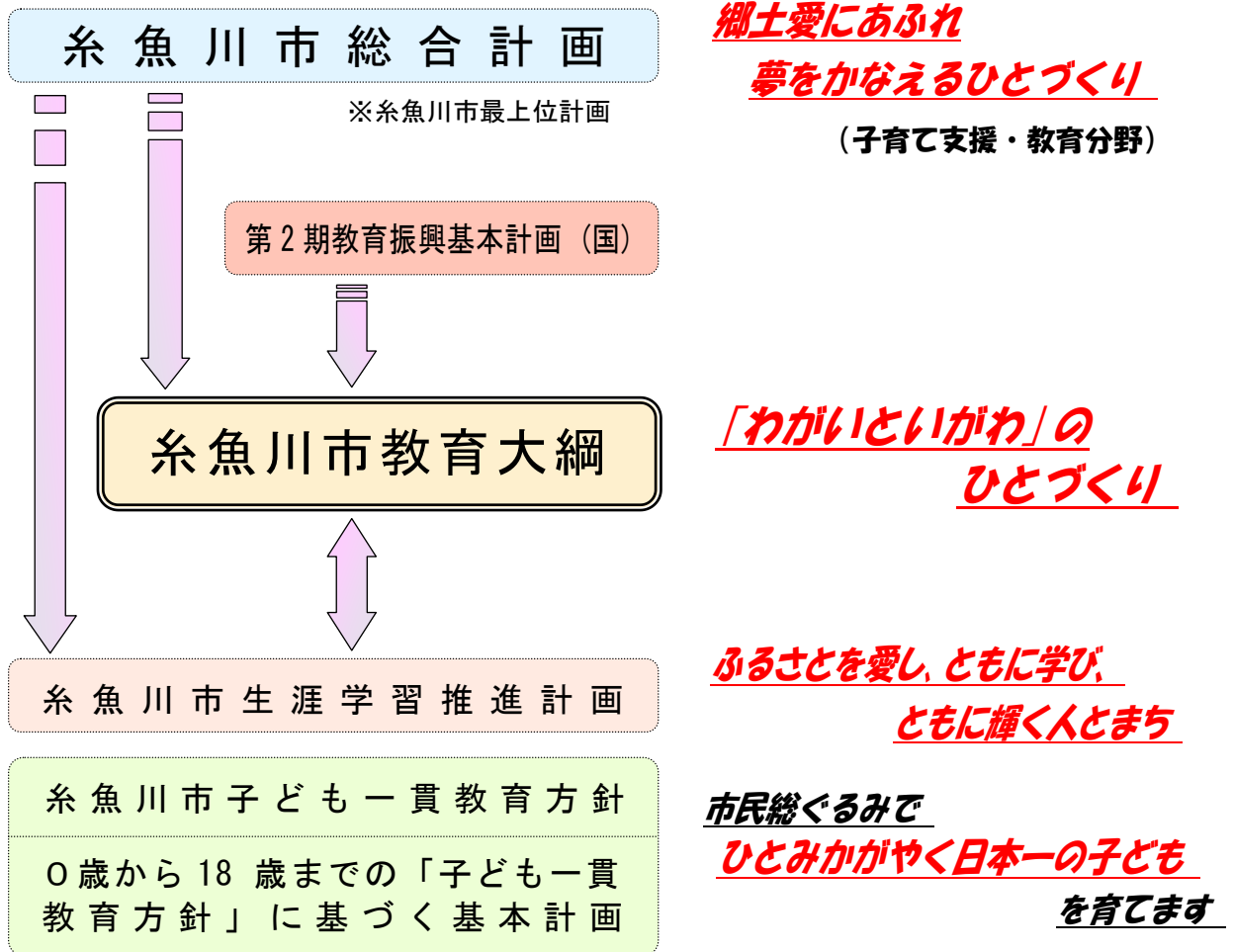
我が糸魚川(私たちが住む糸魚川)に、あらゆる面から愛着を持ち、誇りに思ふ気持ちを表しています。

ふるさとを愛する心の輪(わ)を広げるため、ひらがなでの回文を用い、「わ」を起点として、どちらから読んでも「わがいといがわ」としたものです。

この「わがいといがわ」は、長年、糸魚川市の教育方針の策定に携わっていただいている放送大学の田中統治教授の言葉を引用させていただきました。

3 大綱の位置付け

「糸魚川市教育大綱」の位置付けは、次のとおりとします。



関連する計画等

- ・糸魚川市子ども読書活動推進計画
 - ・糸魚川市親子保健計画
 - ・糸魚川市歯科保健計画
 - ・健康いといがわ21
 - ・糸魚川市子ども・子育て支援事業計画
 - ・糸魚川市いじめ防止基本方針
 - ・糸魚川市駅北復興まちづくり計画
- など

4 教育の基本方向

(1) 健やかで生涯学び続けるひとづくり

郷土の文化を継承し、個性ある地域を創造するひとづくり

心豊かで、一人一人が輝き、楽しく充実した生涯を送れるよう、市民の生涯学習、芸術文化、スポーツライフを支援します。

取組指針

～生涯学習、生きがい、ひとづくり～

- ① 生きがいを見つけ自ら学び続けるひとづくり
- ② 自ら芸術・文化活動に取り組むひとづくり
- ③ スポーツによる健康、生きがい、交流を大切にしたいひとづくり
- ④ コミュニティの形成、充実による地域で支え合い、助け合うひとづくり

重点推進項目

- ・市民主体の生涯学習・芸術文化活動の推進
- ・家庭、園・学校と地域との教育力の連携強化
- ・糸魚川ジオ学（防災教育、ふるさと学習、食育など）の推進
- ・生涯を通じた健康の保持増進と体力の向上
- ・協働のまちづくりの推進

関連する基本計画

- ・糸魚川市生涯学習推進計画

(2) 市民総ぐるみのひとみかがやく0歳から18歳までのひとつづくり
※0歳から18歳までに特化した内容（一部再掲）

0歳から18歳までの発達段階にふさわしい連続性を重視した、こども一貫教育を推進します。

取組指針

～豊かな心、健やかな体、確かな学力～

- ① 心・健康・学力のバランスのとれた子どもの育成
- ② 一人一人の個性を活かしてその能力を伸ばす、子どもの夢の育成
- ③ ふるさと糸魚川をよく知り、郷土を愛する子どもの育成
- ④ 家庭、地域、園・学校が力を合わせた糸魚川の子どもの育成

重点推進項目

- ・学力の向上（学力とは…学習や訓練によって獲得した知的適応能力）
- ・いじめを見逃さない、許さない環境の構築
- ・家庭教育、就学前教育及び小・中学校教育の充実、高等学校教育との連携
- ・家庭、園・学校と地域との教育力の連携強化
- ・糸魚川シオ学（防災教育、食育など）、キャリア教育及び特別支援教育の推進
- ・「徳育」による望ましい人格形成の推進
（徳育とは…社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成の営み）
- ・読書、読み聞かせや絵本の活用

関連する基本計画

- ・糸魚川市子ども一貫基本方針
- ・0歳から18歳までの「子ども一貫教育方針」に基づく基本計画

5 大綱の期間

大綱の対象とする期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

ただし、国や県の動向、社会情勢の変化、糸魚川市総合計画との整合性を保つために、必要に応じて総合教育会議で協議、調整し、改定するものとします。



対象期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

ただし、国や県の動向、社会情勢の変化、糸魚川市総合計画との整合性を保つために、必要に応じて総合教育会議で協議、調整し、改定するものとします。

